



# 土地改良区だより

## 伊佐市大口土地改良区

〒895-2525  
鹿児島県伊佐市大口下殿563番地  
Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528  
E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数 1,586名
- ◇ 地区の総面積 738町1反 (2011.10.20現在)



**完成です!!**

**左岸側に設置された  
分水路**

## 曾木/滝大橋

理事長あいさつ

晩秋の候、組合員の皆様にはお変わりなく、ご健勝にてご活躍のことと存じます。

東日本大震災と福島原発事故という未曾有の大被災のさなか、平成二十三年度はスタートを切りました。同じ農業立県である東北地方においては農用地も塩害や放射能汚染にさらされ、数年先の見通しすら立たない状況にあります。いかに平々凡々とした日々の暮らしが尊いものであるか深く思うところであります。本改良区でも、復興支援金として役員に協力を願い、改めて一日も早い復興を祈念するばかりであります。

一方、ふるさと大口では、六月から七月上旬にかけまして大雨に見舞われ、田植えが済んだばかりの農用地の流失や用排水路等の崩壊、山崩れによる埋没など本区管轄内でも大小五十件にも上る被害報告が寄せられております。これら復旧につきましては受益者の皆さんの負担を最大限に抑えるため、各関係機関への協力要請をはじめ、補助事業等の導入に努めているところであります。

また、ソフト事業面でも圃場整備事業による工事費の負担軽減策としまして二つの事業に取り組んでおり、ここ数年は償還額が通常の二割以下に抑えられております。高齢化による担い手不足をはじめ、土地改良施設の多様化、農産物価格の低迷など農業・農村を取り巻く情勢には厳しいものがございますが、役員一同団結してこの難局を乗り越えて参りたいと考えております。どうぞ組合員の皆様の、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成二十三年十一月

理事長 田崎 英治

## Ⅱ 平成22年度一般会計及び特別会計収支(仮)決算書について

平成23年7月8日定期監査が実施されました。「平成22年度事業報告及び一般会計ならびに特別会計の収支決算書ならびに財産目録について」厳正なる監査を受け、無事に終わりましたのでここに報告申し上げます。



### ◇ 一般会計

自:平成22年4月 1日

至:平成23年3月31日

#### 歳入

(単位:円)

款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 組合費	14,373,580	14,373,580		
(1) 経常賦課金	11,996,090	11,996,090		1,650円/a
(2) 県ほ特別賦課金	2,377,490	2,377,490		
第2山野地区	766,600	766,600		工事費農家負担分
羽月地区	149,120	149,120		〃
第2羽月地区	136,350	136,350		〃
大口中央地区	637,880	637,880		〃
湾洲脇牟田地区	43,500	43,500		〃
(3) 牛ノ子頭首工	644,040	644,040		〃
2 使用料	600,000	1,617,960	1,017,960	
3 補助金及び交付金	67,910,800	67,910,807	7	市より償還・水路管理助成等
4 雑収入	9,654,878	9,931,946	277,068	
(1) 雑収入	1,499,078	1,776,146	277,068	電柱敷地料・各種申請手数料等
(2) 業務受託料	8,155,800	8,155,800		
5 繰入金	20,229,500	20,229,600	100	担い手支援・経安対策事業
6 繰越金	6,831,242	6,831,242		
合 計	119,600,000	120,895,135	1,295,135	

#### 歳出

款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 事務費	14,493,000	11,831,309	▲2,661,691	
(1) 事務費	14,025,000	11,723,976	▲2,301,024	
(2) 総代会費	468,000	107,333	▲360,667	
2 財産費	2,597,700	2,597,700		特別会計へ繰出金
3 諸負担金	223,000	191,192	▲31,808	
4 借入金利息	10,000	0	▲10,000	
5 維持管理費	4,758,000	2,674,814	▲2,083,186	水門管理人手当含
(1) 水路費	2,243,000	1,511,594	▲731,406	
(2) 管理費	1,565,000	683,220	▲881,780	
(3) 適正化事業費	950,000	480,000	▲470,000	
6 事業費	96,221,600	96,077,616	▲143,984	
(1) 事務費	578,000	476,062	▲101,938	
(2) 負担金	1,331,000	1,289,000	▲42,000	
(3) 償還金	94,312,600	94,312,554	▲46	
7 予備費	1,296,700	0	▲1,296,700	
合 計	119,600,000	113,372,631	▲6,227,369	

※ 来年3月の総代会承認をもって決算書とさせていただきます。



### ◇ 特別会計

#### ① 地区除外決済金積立金

##### 歳入

(単位:円)

款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 決済金	81,000	81,100	100	11件の農地転用申請
(1) 償還金決済金	30,000	30,290	290	
(2) 維持管理決済金	51,000	50,810	▲190	
2 繰入金	914,700	914,700		償還金積立金ほか
3 雑収入	15,495	15,949	454	預金利息
4 繰越金	24,923,805	24,923,805		
合 計	25,935,000	25,935,554	554	

##### 歳出

1 繰出金	15,591,000	1,189,600	▲14,401,400	県ほ地区償還金へ繰出
2 管理費	10,343,000	66,150	▲10,276,850	
3 積立金	1,000	24,679,804	24,678,804	次年度へ繰越
合 計	25,935,000	25,935,554	554	

② 退職給与積立金

歳入

(単位:円)



款 項 目	予算額	決算額	比較 増 ▲減	摘 要
1 繰入金	1,108,000	1,108,000		一般会計より
2 雑収入	5,000	3,742	▲1,258	預金利息
3 繰越金	6,637,000	6,637,882	882	
合 計	7,570,000	7,749,624	▲376	

歳出

1 退職給与金	7,749,000	0	▲7,749,000	
2 積立金	1,000	7,749,624	7,748,624	次年度へ繰越
合 計	7,750,000	7,749,624	▲376	

③ 研修費積立金

歳入

1 繰入金	75,000	75,000		
2 雑収入	52	50	▲2	預金利息
3 繰越金	174,348	174,348		
合 計	249,400	249,398	▲2	

歳出

1 研修費	248,400	0	▲248,400	
2 需用費	1,000	0	▲1,000	
3 積立金	0	249,400	249,400	次年度へ繰越
合 計	249,400	249,400	0	

④ 河川道路用地売収金積立金

歳入

1 売収金	55,000	51,120	▲3,880	
2 雑収入	767	3,307	2,540	預金利息
3 繰越金	3,496,233	3,496,233		
合 計	3,552,000	3,550,660	▲1,340	

歳出

1 繰出金	270,000	270,000		
2 積立金	3,282,000	3,280,660	▲1,340	次年度へ繰越
合 計	3,552,000	3,550,660	▲1,340	

⑤ 管理用地使用料積立金

歳入

1 雑収入	9,300	9,734	434	預金利息
2 繰越金	8,326,700	8,326,700		
合 計	8,336,000	8,336,434	434	

歳出

1 需用費	10,000	0	▲10,000	
2 工事費	8,325,000	304,920	▲8,020,080	地元還元事業
3 積立金	1,000	8,031,514	8,030,514	次年度へ繰越
合 計	8,336,000	8,336,434	434	

⑥ 担い手育成支援事業

歳入

1 助成金	6,738,000	6,738,000		国50% 県50%
2 雑収入	2,000	4,700	2,700	預金利息
3 繰越金(均等調整費)	15,084,000	15,084,000		
合 計	21,824,000	21,826,700	2,700	

歳出

1 調整活動費	1,686,100	1,688,800	2,700	担い手活動助成等
2 高度化経費	336,900	336,900		施設改修等
3 負担軽減費	6,160,000	6,160,000		農林漁業資金償還分として一般会計へ
4 繰越金	13,641,000	13,641,000		償還金均等調整費
合 計	21,824,000	21,826,700	2,700	

⑦ 財政基金積立金

歳入

1 繰入金	500,000	500,000		
2 雑収入	500	575	75	預金利息
3 繰越金	2,001,500	2,002,080	580	
合 計	2,502,000	2,502,655	655	

歳出

1 繰出金	1,000	0	▲1,000	
2 積立金	2,501,000	2,502,655	1,655	次年度へ繰越
合 計	2,502,000	2,502,655	655	

⑧ 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

歳入

1 補助金	12,610,000	12,610,000		ほ場整備事業実施地区 利息軽減
2 雑収入	153	883	730	預金利息
3 繰入金	701,000	701,000		一般会計より事務経費
4 繰越金	78,847	78,847		
合 計	13,390,000	13,390,730	730	

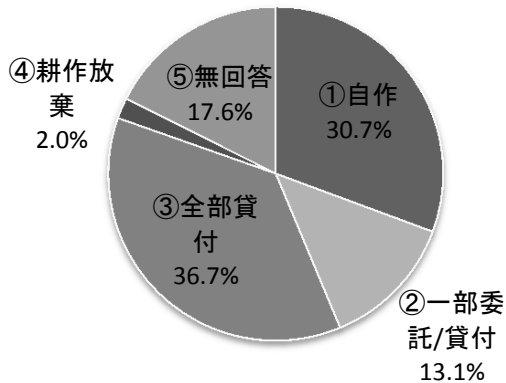
歳出

1 負担金軽減経費	12,610,000	12,610,000		助成金の全額を償還へ
2 事務費	780,000	768,400	▲11,600	
3 繰越金	0	12,330	12,330	事務残は次年度へ繰越
合 計	13,390,000	13,390,730	730	

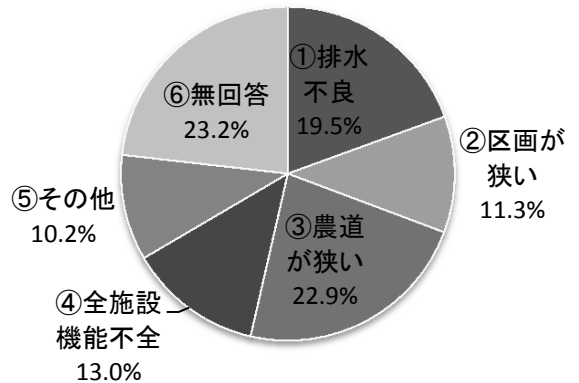
大田地区（旧大田土地改良区域）について、総合再編整備（圃場整備等）に向けたアンケート調査を実施しました!!

当地区は明治後期から大正にかけて、一反歩田区に整備以来、現在までに至っております。合併して既に5年が経過しておりますが、経年劣化による施設改修費が年々増加の一途にあり、互助的な経費負担にも限界が見えつつある為、意向調査を実施したものです。（全設9問：主要設問4つの内容と回答は以下のとおりです。）

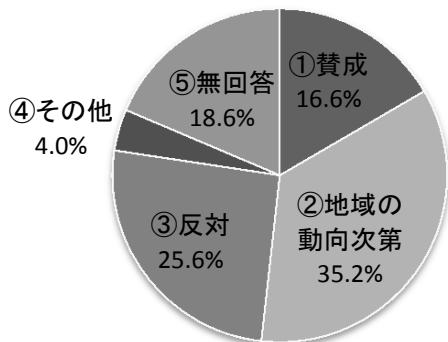
Q あなたは農地を自作されていますか。委託されていますか。



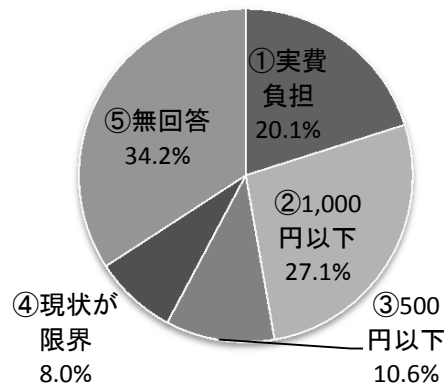
Q 現在の農地・団地において、改修が必要と感じられることを教えてください。



Q 圃場整備事業等の導入についてどう思われますか。



Q 事業導入不可の場合、今後の補修費の負担についてどう思われますか。



賛成意見として...

- ・湿田が目立ち、このままでは荒廃地になる
- ・水路の劣化により、公平な水の分配ができていない
- ・課題山積だが、前向きな検討が必要 ラストチャンス
- ・一部の区域でも是非実現して欲しい

反対意見として...

- ・これ以上の負担は無理である
- ・不良施設のみで改修で良いのでは...
- ・宅地への転用の妨げになる
- ・今の場所を移りたくない
- ・特に不便を感じていない

今後は、これらのデータをもとに地域指定における有利な事業導入の可否検討を重ね、願わくば一部の区域だけでも取り組んでいけないものか、各関係機関等との協議調整を進めたいと考えております。

# Ⅱ 平成23年度 賦課金及び徴収期間について

## 1. 賦課額（予算額）

- (1) 経常賦課金 12,594,000 円  
 10a当りの賦課額  
 田：一律 1,750円 （定款で定めた天水田については1/2）  
 畑：一律 880円



- (2) 特別賦課金 2,188,200 円 （ほ場整備事業工事費受益者負担分）  
 10a当りの賦課額

	第二山	野羽	月第二	羽月	大口	中央	地区	牛の子堰 (里水系)
	地	区地	区地	区	一般	地区	湾洲脇牟田	
返済予定額	2,680円	6,400円	6,550円	1,150円	規模別			0円
担い手事業	H20完了	-3,230円	-3,250円	H16完了				
経営安定事業	-2,130円	-2,780円	-3,030円	-830円	同比率			
軽減措置額	550円	390円	270円	320円	規模別			

注: 牛ノ子堰工事負担金については、徴収時期までに確定しませんので里用水路積立金で処理します。

## 2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 平成23年11月20日から平成23年12月12日まで  
 (2) 徴収方法 原則として集落別による徴収を行っております。

**平成22年度も、賦課金徴収100%を達成できました。**

JA口座からの自動振り替えも実施しておりますので事務局へお問い合わせください。

### "賦課金の納入にご理解を"

ご承知の通り、6月から7月にかけて大雨による農道や用水路等に多くの被害が発生しております。組合員の皆様のご負担の軽減を念頭に補助事業等の導入に努めておりますが、小規模の案件については土地改良区直営による修復を余儀なくされております。従いまして本年度賦課金は総代会で承認いただきました上限額でお願いすることになりました。

経常賦課金とは・・・土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは・・・県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。



**施設災害の一部です!!**  
 ここにあげた案件は施設本体そのものが壊れていないため、公共災害復旧事業にはかかりません。  
 皆さんに納入いただく賦課金を原資として修復することになります。

## お願い その1

### 自己圃場の維持管理の徹底をお願いします



- ・個人所有地の農地・法面崩壊等において、土地改良区に修復を求められることがあります。経常賦課金には個人農地の復旧費までは入っておりませんのでご理解ください。自己の管理責任においての修復が原則です。
- ・日頃から自己の圃場をよく見回り、モグラ穴等、畦畔の崩壊につながる要因を未然に防ぎましょう。
- ・取水に当っては、時期的に水不足をきたす地区は、過灌水による垂れ流しに注意し、間断灌水の徹底に努めましょう。

## お願い その2

### 不法投棄は絶対にやめましょう！



例年、水路敷や農道等に産業廃棄物、粗大ゴミ等の不法投棄が見受けられます。水路や農道等の土地改良施設は皆さんの大切な財産です。ゴミ箱ではありません。こうした心無いポイ捨てはやめ、水路や農道はきれいに管理しましょう。

ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。  
《5年以下の懲役または1,000万円(法人には1億円まで加重ができる)以下の罰金》

こんなときは必ず届出を！！

- ◎農地の異動  
(売買・交換・賃貸借等)
- ◎農業者年金受給による経営移譲
- ◎組合員の死亡・住所の変更等
- ◎農地を宅地等へ転用
- ◎公共事業(用地買収)による転用

届出がない場合は、従前の人に賦課金がかかります。

- ※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。(土地改良法第43条)
- ※ 農地を転用する場合は、転用(地区除外)決済金が発生します。(転用により農地が減少することで、残された農地への施設管理費等の負担を軽減するため)

### 償還金の残債期間

大口中央地区	……	平成27年度まで	第二山野地区	……	平成29年度まで
羽月地区	……	平成35年度まで	第二羽月地区	……	平成36年度まで